

## 第9回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和6年3月25日（月） 午前11時00分

2 場所 滝沢市役所本庁舎 4階 中会議室

### 3 日程

- 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 業務報告について  
日程第 4 議案第 1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について  
日程第 5 議案第 2号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について  
日程第 6 議案第 3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について  
日程第 7 議案第 4号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について  
日程第 8 議案第 5号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について  
日程第 9 議案第 6号 令和6年度滝沢市農業労賃参考額の設定について  
日程第10 議案第 7号 農地の賃借料情報の提供について  
日程第11 議案第 8号 令和6年度最適化活動の目標の設定等の決定について  
日程第12 議案第 9号 滝沢市農業委員会事務局職員の任免について  
日程第13 報告第 1号 第3回農地小委員会の報告について  
日程第14 報告第 2号 第3回農政小委員会の報告について  
日程第15 報告第 3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について  
日程第16 報告第 4号 農地転用届出の確認事務報告について

### 4 出席委員

#### 農業委員

- 1 番委員 新田 義修  
3 番委員 主濱 学  
4 番委員 佐藤 恵一郎  
5 番委員 熊谷 喜彦  
6 番委員 高橋 敏彦  
7 番委員 勝田 徹  
8 番委員 太田 豊  
9 番委員 駿河 信一 以上8名

#### 農地利用最適化推進委員

南部地区担当 工藤 誠

中部地区担当 藤村 与志夫  
東部地区担当 幅 和弥 以上3名

5 欠席委員 農業委員  
2番委員 吉清水 秀明 以上1名

6 説明のために会議に出席した者  
農業委員会事務局 事務局長 佐々木 澄子  
同 主任主査 細川 直樹  
同 主査 高橋 昂希  
同 主任 鈴木 伸空

開会時刻 令和6年3月25日（月） 午前11時00分

佐々木事務局長 只今より第9回滝沢市農業委員会総会を開会いたします。  
駿河信一会長よりご挨拶をいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

駿河会長 挨拶（略）

議長 只今の出席委員は農業委員が8名であります。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。  
なお、本日は推進委員3名が出席しております。

議長 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。  
本案件につきましては会議規則第11条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、ご指名申し上げます。  
議事録署名人につきましては1番新田義修委員と3番主濱学委員を指名します。  
書記には事務局の細川主任主査と高橋主査を指名します。

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。  
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議長 日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第9回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和6年2月27日から令和6年3月25日までの分となります。議案書は2ページをご覧ください。

（第8回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。  
日程第4、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対

する意見の決定についてを議題といたします。なお、事前にご説明しましたが議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。

事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は4ページから6ページまでをご覧ください。

整理番号1番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は概ね300メートル以内の範囲に小岩井駅があることから第3種農地と判断されると考えられ、農地転用目的の例外規定では第3種農地の転用は原則認められ得るとされていることにより許可相当の意見になるものと見られます。また、資金計画は全額自己資金によるものであり、金融機関からの残高証明により事業の確実性について確認しているところです。

以上で補足説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、太田豊農業委員、工藤誠推進委員、幅和弥推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を工藤推進委員にお願いします。

工藤推進委員 推進委員の工藤でございます。それでは私の方から議案第1号について、令和6年3月15日に太田農業委員と幅推進委員の3人により、現地調査を実施しましたのでご報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、小岩井駅から北西へ約250メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側は道路及び水路を挟み農地、西側及び北側は宅地、南側は道路を挟み宅地になっていました。

以上について調査の結果、申請地は日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題といたします。  
事務局より説明させます。

高橋主査 それでは議案第2号について補足説明させていただきます。議案書は8ページからをご覧ください。案件は所有権移転が2件、更新案件が1件となっております。  
整理番号1番は、認定農業者が耕作している農地を買い受ける案件です。  
整理番号2番は、耕作している農地を買い受ける案件です。  
整理番号3番は、更新案件となっております。  
以上、議案第2号については、いずれも経営面積、従事日数等旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。  
以上で説明を終わります。

議長 なお、本議案の整理番号3番については、更新の案件のため現地調査を省略しております。  
それでは、本案件のうち整理番号1番及び2番についての現地調査報告を幅推進委員にお願いします。

幅推進委員 推進委員の幅です。それでは私の方から議案第2号のうち整理番号1番及び2番についてご報告申し上げます。  
整理番号1番及び2番の農地につきましては、全て農地として活用していることが確認できました。農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてであります。事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありますとおり、今回権利の設定等を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。  
以上で議案第2号のうち整理番号1番及び2番の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙

手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題といたします。  
事務局より説明させます。

高橋主査 それでは議案第3号について補足説明させていただきます。議案書は15ページからをご覧ください。

整理番号1番は、地元の認定農業者が借り受ける案件となっております、これにより集約化が図られたものとなります。

整理番号3番は、農地中間管理事業を活用し一本木地区の認定農業者が借り受けていた農地ですが、契約期間満了を迎えたタイミングで他の担い手が借り受けた案件です。既に農地中間管理事業を利用し貸借をしていたため、一本木地区の地域集積協力金事業の対象外となっております。

整理番号7番は、一本木地区の地域集積協力金事業の締切後に受け手が見つかった案件であり、この案件についても一本木地区の地域集積協力金事業の対象外となっております。

整理番号9番は、駿河会長及び井上推進委員において借受者を探した結果、成立に至った案件です。

他の案件についても、地域集積協力金事業を見据え農地中間管理機構を活用し貸借契約を行ったものとなっております。

以上、議案第3号については、いずれも経営面積、従事日数等旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 なお、本議案の整理番号5番、8番及び10番については、更新の案件のため現地調査を省略しております。

それでは、本案件のうち整理番号1番から4番まで、6番、7番、9番及び11番から14番までについての現地調査報告を太田農業委員にお願いします。

太田農業委員 9番の太田です。それでは私の方から議案第3号のうち整理番号1番から4番まで、6番、7番、9番及び11番から14番までについてご報告申し上げます。

整理番号1番から4番まで、6番、7番、9番及び11番から14番までの農地につきましては、全て農地として活用していること

が確認できました。農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてであります。事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で議案第3号のうち整理番号1番から4番まで、6番、7番、9番及び11番から14番までの現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定についてを議題といたします。  
事務局より説明させます。

高橋主査 それでは議案第4号について補足説明させていただきます。議案書は27ページからをご覧ください。

整理番号1番は、農地中間管理事業の特例事業売買手続の1つである一時貸付制度を活用していた案件であり、3年間の貸付期間が満了することに伴う所有権の移転案件です。この一時貸付制度は、売買を希望する農地所有者から農地中間管理機構が農地を買い入れて規模拡大等による経営の安定化を図ろうとする認定農業者に対して最大3年貸付を行い、その後に売買手続を行うというものでございます。

以上、議案第5号については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を幅推進委員にお願いします。

幅推進委員 推進委員の幅です。それでは私の方から議案第4号についてご報告申し上げます。

議案第4号の農地につきましては、農地として活用していることが確認できました。農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてであります。事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもありますとおり、今回権利の移転を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で議案第4号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第8、議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は30ページ及び31ページをご覧ください。

整理番号1番は、農地法所定の許可を得ていることから、要領に基づき判断しますと証明することに問題はないものと考えられます。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を工藤推進委員にお願いします。

工藤推進委員 推進委員の工藤でございます。それでは私の方から議案第5号について、現地調査を実施しましたのでご報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、小岩井駅から南西へ約250メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側は宅地、西側及び南側は農地、北側は道路を挟み宅地になっており、現地は下水道の枡が敷地内に設置されている等、宅地としての整備に着手されていた形跡が確認できました。

以上について調査の結果、申請地は耕作されておらず、既に農地性はないものと見受けられました。  
以上で報告を終わります。

議長                   これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長                   無ければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長                   挙手全員であります。  
よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議長                   日程第9、議案第6号、令和6年度滝沢市農業労賃参考額の設定についてを議題といたします。  
事務局より説明させます。

細川主任主査       議案第6号、令和6年度滝沢市農業労賃参考額の設定について説明いたします。議案書は33ページから35ページまでをご覧ください。

令和6年度の滝沢市農業労賃参考額（案）につきましては、最初に農政小委員会において原案を検討し、続いて生産組織の代表者及び農業者並びに農業団体等に委員として参加いただいた検討会において34ページの顛末にもありますようにご意見等を伺ったうえで取りまとめたものとなります。

まず、33ページですが、こちらは現行の令和5年度の参考額と今回お諮りする令和6年度の参考額の案を比較した表となっておりますので、これに基づきまして主な改正点等についてご説明いたします。

令和6年度は、人力の部におきましては昨年10月に発効しました岩手県の最低賃金の改定に伴い、その最低賃金の上昇率を基に値上げによる改定を図ろうとするものでございます。

一方、機械の部につきましては、令和5年度において物価高騰の影響から全体として概ね5パーセントの値上げを行ったところがありますので、その影響をもう少し注視する必要があると考え、令和6年度は据え置きを図ろうとするものでございます。ただし、値上げとなる飼料畑等の一部作業については、周辺市町との料金差が大きいこと等を考慮して段階的に値上げすることにより是正を図っているものでございます。

なお、35ページは農家の皆様に配布する予定であります令和6年度の農業労賃参考額表の原稿案となっております。この中では、欄外の補足説明において作業時点における燃料や資材の価格変動を考慮して請負料金を決定していただくよう注意書きを引き続き加えることとしております。

最後に公表後の周知、配布についてであります。例年どおり各農協等を通じて速やかに農家の皆様へ配布することに加え、4月15日号の市の広報誌に労賃表を掲載しお知らせする予定としております。また、4月1日までに市ホームページ上に公開する他、農業委員会の窓口等でも配布できるよう準備してまいります。

以上で説明を終わります。

議長                   ここで関連がありますので、日程第14、報告第2号、第3回農政小委員会の報告について農政小委員会高橋委員長より報告をお願いします。

高橋委員長           農政小委員会委員長の高橋です。それでは私の方から第3回農政小委員会の顛末について報告いたします。議案書は48ページ及び49ページをご覧ください。

第3回農政小委員会は、令和6年2月25日に農政小委員会委員9名が出席し、令和6年度の農業労賃参考額の設定について協議を行いました。

まず、6年度の農業労賃参考額の設定にあたっては、農政小委員会及び検討会による検討を経たうえで、本日の総会における審議及び議決をもって決定することとして進めることを確認いたしました。

次に検討会の検討事項等について協議し、検討会に提出する資料や検討委員について資料の草案に基づき事務局から説明が行われ、内容の確認及び検討を行い、検討会の資料案を決定いたしました。この中では、6年度の農業労賃参考額の改定案について協議を行い、比較検討した結果、議案書の顛末にあるとおり賃金と一部の料金について値上げを行う改定案を取りまとめました。

このような協議を踏まえ、検討会の内容等について決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長                   これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長                   無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第10、議案第7号、農地の賃借料情報の提供についてを議題といたします。  
事務局より説明させます。

鈴木主任 議案第7号、農地の賃借料情報の提供について説明いたします。  
議案書は37ページをご覧ください。

令和6年度の農地賃借料情報の提供については、議案書に記載がありますとおり平成31年1月から令和5年12月までの5年間に契約が締結された農地の賃借における10アールあたりの賃借料の水準について、その平均額を算出したものとなります。

平均額を昨年度と比べますと、田で200円の増、畑で100円の減、飼料畑で600円の減となっております。

田につきましては、令和5年度に実施された中間管理事業による地域集積事業の際に一部の地域で10アール10,000円での契約が複数見られたため平均額を押し上げることとなりましたが、令和5年産の米の取引価格の上昇もあることから妥当ではあるものと見ております。

また、畑及び飼料畑につきましては、こちらも令和5年度に実施された地域集積事業の際に今回の平均額水準による契約が多く行われたため平均額は減少となりましたが、ここ1、2年の契約金額の平均額とはほぼ同水準となっていることから、こちらにつきましても妥当なものとして見ております。

このようなことから、記載の内容を公表することに問題はないものと考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

新田委員 1番新田です。注意事項の2の7割より高いものは除くということはそのとおりだと思いますが、以前私が関わっていたときは低い方も除かないとそちらに引っ張られてしまうというようなご提案をして、そのような方向でご対応いただいていたかと思っていたのですけれども、今回この一番低い2,200円というのが、そういう視点で見ると平均値を下げ過ぎてはいないか、極端に安い金額だと実態よりも低く見えてしまうと思われるのですが、その辺りはどうなのか今一度見識をお伺いいたします。

鈴木主任

ご指摘いただきありがとうございます。注意事項の2の所では平均値の70パーセントを超えるものは除いておりますとだけ記載されているのですが、実際のところは平均値の30パーセントを下回るものも除くような運用を現在はしておりますので、表にあります最高額と最低額はそのような方法でその部分が除かれたうえで抽出された金額でありますとともに、それにより算出された平均額となっております。つきましては、今回からになります。只今の内容につきましても注意事項に補記したうえで公表するよう改めさせていただきます。

議長

よろしいですか。  
その他にはございますか。

議長

無ければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第7号について、原案のとおり提供することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。  
よって、議案第7号は原案のとおり提供することに決定いたしました。

議長

日程第11、議案第8号、令和6年度最適化活動の目標の設定等の決定についてを議題といたします。  
事務局より説明させます。

細川主任主査

議案第8号、令和6年度最適化活動の目標の設定等の決定について説明いたします。議案書は39ページから41ページまでをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上で議案第8号の説明を終わります。

議長

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

無ければ質疑を終了して採決に入ります。  
議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第12、議案第9号、滝沢市農業委員会事務局職員の任免についてを議題といたします。  
事務局より説明させます。

佐々木事務局長 議案第9号、滝沢市農業委員会事務局職員の任免について説明いたします。議案書は43ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上で説明を終わります。

議長 本案件は人事案件のため質疑を省略し、直ちに採決に入ります。  
議案第9号について、原案のとおり承認する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第9号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長 日程第13、報告第1号、第3回農地小委員会の報告について農地小委員会藤村副委員長より報告をお願いします。

藤村副委員長 農地小委員会副委員長の藤村でございます。吉清水委員長が欠席につき、私の方から第3回農地小委員会の結果をご報告申し上げます。議案書は45ページ及び46ページをご覧ください。

令和6年3月18日に農地小委員会委員10名と事務局職員により、新規就農者相談状況及び対応方法について、令和6年度農地パトロールについて、非農地判定についてをそれぞれ協議いたしました。

まず、新規就農者相談状況についてですが、今年度は20名を超える相談があり、既に就農済みの方もおられます。新規就農者への対応についてですが、詳細については記載のとおりとなっており、基本的には動画を撮影し記録として残していくことといたしました。最近、有機農業についての相談が増えてきていることから、我々も有機農業について学ぶ必要があるのではないかという意見も出されました。

次に令和6年度の農地パトロールについてですが、実施時期をお盆明けの時期とすること、また、昨年度に引き続き2種類のタブレットを併用し5班体制で行うことといたしました。

最後に非農地判定についてですが、農地パトロール以外で非農地判定をするかどうかについて協議いたしました。農業委員、推進委員3名以上で非農地判定ができることとされておりますが、農地パトロール以外で非農地判定を行うことについては可能とし、方法としては対象農地のあるエリアの農業委員、推進委員3名が現地調査を行い非農地判定をすることが望ましいのではないかとということになりました。また、例年非農地の決定は総会で行ってまいりましたが、農地小委員会で決定した方が良いのではないかとという意見も出されました。このため、総会案件から小委員会案件に変更することについては、総務小委員会において検討をいただきたいと思っております。

以上で第3回農地小委員会の報告といたします。

議長

日程第15、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第16、報告第4号、農地転用届出の確認事務報告についてにつきましては、お手元の議案書50ページからのとおりとなっておりますのでご確認願います。

議長

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しました。  
これをもって、第9回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和6年3月25日（月） 午前11時40分

議 長 \_\_\_\_\_

会議録署名人 1 番委員 \_\_\_\_\_

会議録署名人 3 番委員 \_\_\_\_\_

これは原本である。

令和6年3月25日

滝沢市農業委員会 会長 駿河 信一